

## 第1節 警報及び緊急通報

## 1 警報

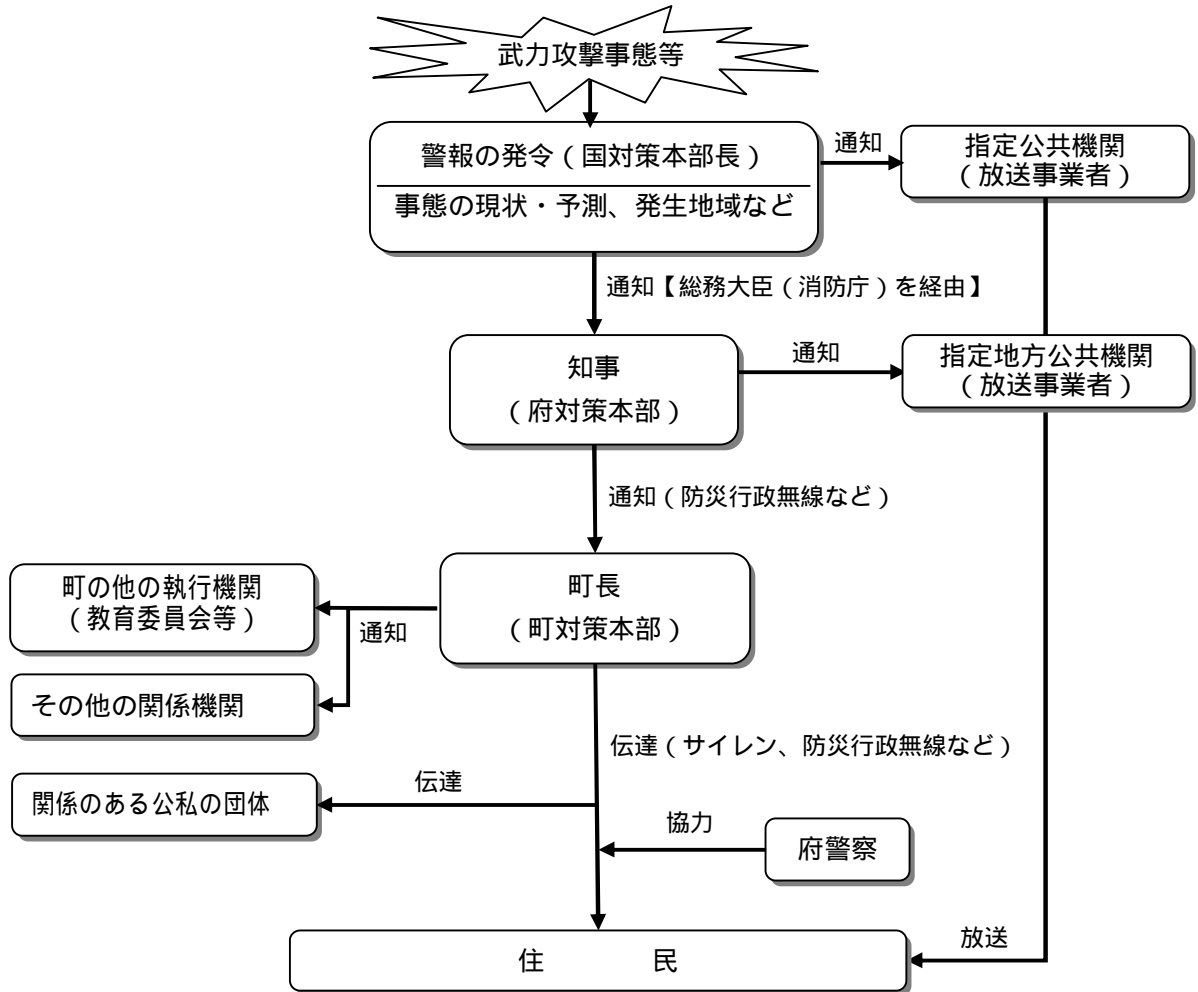
## (1) 警報の伝達・通知の流れ

国対策本部長	<p>武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令</p> <p>【警報に定める事項】</p> <p>武力攻撃事態等の現状及び予測</p> <p>武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域</p> <p>その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</p>
知事	<p>総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通</p>
町長	<p>知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、その他の関係機関に通知</p>

## (2) 伝達・通知先

町長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に伝達するとともに、町の他の執行機関（教育委員会など）、その他の関係機関（保育園など）に通知する。

《図：警報の伝達・通知》



(3) 伝達・通知方法

ア 町長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット等、町が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。

イ 町長は、町職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、府警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を

図る。

ウ 同報系防災行政無線等での伝達は、原則として、以下の要領により行う。

(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知する。

なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。

(4) 災害時要援護者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

ア 在宅の災害時要援護者

町は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

町は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により、伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

町は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。

(5) 警報の解除

警報が解除された場合、町長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。なお、警報解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

## 2 緊急通報

### (1) 武力攻撃災害の兆候の通報

#### ア 発見者の通報

武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を町長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

#### イ 町長への通報

消防吏員、警察官、海上保安官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報し、町長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報することとされている。

#### ウ 知事への通知

町長は、通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

#### エ 近隣市町村長への連絡

町長は、武力攻撃災害が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。

### (2) 緊急通報発令の流れ

知事	1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報を発令 【緊急通報の内容】 武力攻撃災害の現状及び予測 その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 2 緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関並びに関係指定（地方）公共機関に通知
町長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び町長関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、その他の関係機関に通知

(3) 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。

《図：緊急通報の流れ》

